

## 一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令試験問題

下記の問題は一般旅客自動車運送事業に関する記述です。  
正しいものには○、誤っているものには×を回答欄に記入して下さい。  
また、( )内にあてはまる語句を、下のA, B, Cから選んで回答欄に記号で記入して下さい。

1. 道路運送法の目的には、道路運送の利用者の利益を保護することが含まれている。

**道路運送法第1条** 回答 ( ○ )

2. 旅客自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業である。

**道路運送法第2条** 回答 ( ○ )

3. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員10人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。

**道路運送法第3条** 回答 ( × )

4. 貸切バス事業を営営するためには、道路運送法に規定されている一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。

**道路運送法第4条** 回答 ( ○ )

5. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新の申請があった場合において、有効期間の満了の日までにその申請の処分がなされないときは、従前の一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

**道路運送法第8条** 回答 ( ○ )

6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を変更するときは、30日前までに届け出なければならない。

**道路運送法第11条** 回答 ( × )

7. 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、運賃及び料金並びに運送約款を公示しなければならない。

**道路運送法第12条** 回答 ( ○ )

8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

**道路運送法第16条** 回答 ( ○ )

9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業区域外旅客運送をしてはならないことから、発地及び着地のいずれもがその営業区域内に存する旅客の運送しかすることができない。

**道路運送法第20条** 回答 ( × )

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、輸送の安全の確保に関し、その職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

**道路運送法第22条の2** 回答 ( ○ )

- 1 1 . 一般貸切旅客自動車運送事業者は営業所ごとに最低 1 名の運行管理者を選任する義務があるが、事業用自動車 が 3 0 両以上の営業所では、事業者の判断により運行管理者の数を増やす必要がある。

**道路運送法第 2 3 条**

回答 ( × )

- 1 2 . 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

**道路運送法第 2 5 条**

回答 ( ○ )

- 1 3 . 貸切バスが車両火災を引き起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は必要ない。

**道路運送法第 2 9 条**

回答 ( × )

- 1 4 . 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、事業計画を変更することを命ずることができる。

**道路運送法第 3 1 条**

回答 ( ○ )

- 1 5 . 一般貸切旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受を行う場合は、国土交通大臣に届け出なければならない。

**道路運送法第 3 6 条**

回答 ( × )

- 1 6 . 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業を廃止したときは、その日から 3 0 日以内に届け出なければならない。

**道路運送法第 3 8 条**

回答 ( × )

- 1 7 . 一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関から負担金の納付に係る通知があった場合は、負担金を納付しなければならない。

**道路運送法第 4 3 条の 1 5**

回答 ( ○ )

- 1 8 . 事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設を変更した場合、遅滞なく、届出しなければならない。

**道路運送法施行規則第 6 6 条**

回答 ( ○ )

- 1 9 . 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 7 条の 2**

回答 ( × )

- 2 0 . 旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の乗務員に対する必要な指示その他の安全のための措置を講じなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 2 0 条**

回答 ( ○ )

- 2 1. 旅客自動車運送事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障してしまった場合はこの限りではない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 2 4 条** 回答 ( × )

- 2 2. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車にかかる事故が発生した場合には、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において一年間保存しなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 2 6 条の 2** 回答 ( × )

- 2 3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、必要に応じ、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査することができる。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 2 8 条** 回答 ( × )

- 2 4. 日々雇い入れられる者や二月以内の期間を定めて使用される者は貸切バスの運転者として選任できない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 3 6 条** 回答 ( ○ )

- 2 5. 旅客自動車運送事業者は、運転者に対して適切な指導監督を行い、その日時、場所等を記録し、その記録を 1 年間保存しなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 3 8 条** 回答 ( × )

- 2 6. 旅客自動車運送事業者は、毎年 1 2 月 3 1 日までに、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。この場合において、旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に報告しなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 4 7 条の 7** 回答 ( × )

- 2 7. 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、省令に掲げる業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 4 8 条の 3** 回答 ( ○ )

- 2 8. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款において、事業者は、天災その他事業者の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたとき、これによって旅客が受けた損害を賠償する責任を負わないと定められている。

**一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款** 回答 ( ○ )

- 2 9. 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、運行の安全面のポイントを分かりやすく示すことにより、単純な価格比較のみで選ぶのではなく、より安全にも留意した選定を促すことを目的としている。

**輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン** 回答 ( ○ )

- 3 0. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する運転者の連続運転時間は、4 時間を超えてはならない。

**自動車運転者の労働時間等の改善のための基準** 回答 ( ○ )

3 1. 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の経営していた一般旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後（ ）日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

A. 40 B. 50 C. 60

**道路運送法第37条**

回答 ( C )

3 2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の（ ）を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。

A. 計算基礎 B. 適用方法 C. 見積額

**旅客自動車運送事業運輸規則第10条**

回答 ( A )

3 3. 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の（ ）及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

A. 休憩時間 B. 勤務時間 C. 出勤時間

**旅客自動車運送事業運輸規則第21条**

回答 ( B )

3 4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は運行ごとに運行指示書を作成し、運行の終了の日から（ ）年間保存しなければならない。

A. 1 B. 3 C. 5

**旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2**

回答 ( A )

3 5. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、一定の様式の（ ）を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えておかななければならない。

A. 履歴書 B. 乗務員台帳 C. 乗務員証

**旅客自動車運送事業運輸規則第37条**

回答 ( B )

3 6. 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項及び乗務員の（ ）についての規律を定めなければならない。

A. 接遇 B. 運転技術 C. 服務

**旅客自動車運送事業運輸規則第41条**

回答 ( C )

3 7. 自動車の（ ）は、当該自動車道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。

A. 運転手 B. 所有者 C. 使用者

**道路運送車両法第47条の2**

回答 ( C )

3 8. 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から（ ）以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

A. 10日 B. 15日 C. 30日

**道路運送車両法第52条**

回答 ( B )

3 9. 旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、（ ）日以内に「事業報告書」を行政庁に提出する義務がある。

A. 50 B. 100 C. 150

**旅客自動車運送事業等報告規則**

回答 ( B )

4 0. 一般貸切旅客自動車運送事業者が使用する自動車が（ ）人以上の死者を生じる事故を引き起こした場合は、24時間以内においてできる限り速やかにその事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

A. 1 B. 2 C. 5

**自動車事故報告規則**

回答 ( A )